

収入減少などの負担を軽減 ひとり親世帯 臨時特別給付金

年金給付などを受けていることにより同手当を受給していない人(年金受給額を含む収入額が支給制限基準額を下回る人に限る)▽③同手当を受給していない人で、直近の収入が同手当受給対象となる水準に下がった同手当の受給資格要件のある人

【給付額】1世帯5万円。第2子以降1人につき3万円加算。
★追加給付

【対象】基本給付の対象者①か②のうち、感染症の影響で家計が急変し収入が減少した人
【給付額】1世帯5万円。
【期間】8月3日～来年2月26日に必要書類を持って、市役所4階のこども福祉課へ。必要書類など詳しくは市ホームページ(下二次元コードから読み取り可)



市は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少などが生じたひとり親世帯などを支援するため、次の通り「ひとり親世帯臨時特別給付金」を支給します。

★基本給付

【対象】▽①6月分の児童扶養手当を受給している人(全部支給停止の人を除く)▽②公的

住民票などの不正取得防止

本人通知制度に登録を

住民票の写しなどの不正取得・売買の防止を図ることを目的に、住民票の写しや戸籍謄本などを第三者に交付した場合、事前登録をした人に郵送で交付したことを知らせる本人通知制度

ご協力をお願いします 令和2年7月豪雨 災害義援金

【郵便振替】▷口座番号=00110-8-588189▷口座名義=日赤令和2年7月豪雨災害義援金▷振替手数料=窓口での取り扱いの場合は無料(窓口で受け取った半券は、受領証に代えることができます。寄附金控除申請に利用できるため大切に保管を。)
【現金】▷市役所1階の地域・高年福祉課▷同市民課▷同2階の市議会事務局▷各支所・分室▷くらしのプラザ▷「ふらっと」人権センター▷いたみいきいきプラザ▷アイ愛センターへ。
【募集期間】12月28日まで。
市地域・高年福祉課☎784-8099

福祉課で手続きを。期限までに手続きがない場合、11月以降の手当が支給されない場合があります。

◆高収益作物次期作の生産者へ支援交付金を支給 感染症の影響により売り上げが減った高収益作物(野菜・花き・果樹など)の次期作に取り組む生産者に次の通り交付金が支給されます。

【対象者】次の全てに該当する生産者▽2～4月に高収益作物の出荷実績がある▽収入保険・農業共済などに加入しているか加入を検討する(対象となる取り組み)▽需要対応生産Ⅱ生産性か品質向上に必要な資材などの導入や土づくり・排水対策などによる作柄安定など▽需要促進Ⅱ新たに直販などを行うためにホームページなどを整備し新規契約を締結したなど【交付額】▽需要対応生産Ⅱ10アール当たり5万円▽需要促進Ⅱ10アール当たり2万円。
【期間】8月7日までに市役所6階

の農業政策課(☎784-8050)にある申請書類に必要事項を書き、必要書類を添えて直接、同課へ。

◆劇場・音楽堂の利用料を減免 県と市は、感染症対策を行いながら舞台芸術活動を再開する個人や団体を支援するため、施設利用料を次の通り減免します。
【減免期間】7月1日～12月31日【対象施設】▽東りいたみホール(大ホール・舞台施設)▽伊丹アイフォニックホール(メインホール)【減免内容】施設利用料を半額。利用する施設に減免申請書の提出を。
【問い合わせ】市文化振興課☎784-8043。

◆ふるさと寄附「新型コロナウイルス対策」を新設 感染症対策に支援をお願いします。市民への返礼品はありませんが、寄附金は税額控除の対象になります。
受け付けは「ふるさとチョイス」から確認を(下二次元コードから読み取り可)。
【問い合わせ】市政策室☎784-8007。

◆マイナンバーカードの休日申請・交付 8月2・30日の日曜午前9時～午後1時、市役所1階の市民課1番窓口でマイナンバーカードの休日申請・交付を受け付けます。

◆中学校卒業程度認定試験を実施 国は、10月22日(木)、県民会館(神戸市中央区)で、病気などやむを得ない事情により中学校卒業認定を受けなかった人のために、中学校卒業と同等以上の学力があるかどうかの認定を受けるための試験を実施します。

◆9月4日まで。詳しくは市教委学事課☎784-8086へ。
◆「伊丹一句(19)の日」特選作品決定 柿衛文庫は、「伊丹一句(19)の日」4～6月分の特選3句、入選57句を決定しました。

◆各月の特選作品と作者は次の通り(敬称略)。
【4月分】「その中に蝶いるという野球帽」高橋真美。
【5月分】「くらげ浮く不要不急でないのかも」児玉硝子。
【6月分】「はつきりといわなあかんで心太」得野京子。
入賞作品は同ホームページで発表。
【問い合わせ】市文化振興課☎782-0244。

◆税制特例措置継続のために特定生産緑地指定申し込みを 生産緑地は、指定後30年を経過すると、いつでも買い取り申し出が可能となる一方、固定資産税が農地課税から宅地並み課税に、また相続税などの納税猶予の対象外になります。
市は、都市農地の保全を図るため全ての生産緑地に対し「特定生産緑地」の指定を目指しています。
【問い合わせ】市共同募金委員会☎79-8512へ。

◆歳末たすけあい募金配分の申請受け付け 「歳末たすけあい運動」の募金は、誰もが地域で安心して暮らすため、団体や施設などが年末年始に行う地域活動に役立てるよう配分します(配分決定は10月中旬)。対象事業などは次の通り。
【対象事業】▽地域で福祉活動を行う団体などが実施する一人暮らしの高齢者や子ども、障がいのある人が参加できる福祉活動▽地域で福祉活動を行う団体などが実施する地域福祉講演会などの啓発事業▽NPO法人や障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター、社会福祉法人が実施する地域交流事業▽全市のな福祉活動への支援事業など。

市は、平成4年度に生産緑地に指定された農地の所有者。生産緑地の指定から30年経過した場合、特定生産緑地に指定することはありません。

また武家だけでなく町人により自治が行われ、その伝統が今も本

市は、「第6次市総合計画基本構想・基本計画(案)」についてのパブリックコメント結果を次の通り公表します。
▽公表期間 8月1～31日▽公表場所 市役所2階の政策室、同1階のまちづくり推進課、各支所・分室、くらしのプラザ、「ふらっと」人権センター、図書館「ことば蔵」、防災センター1階の行政資料コーナー(各窓口の業務時間内閲覧可)、市ホームページ。
【問い合わせ】市政策室☎784-8007。
◆第1回都市計画審議会を開催 8月4日(火)午前10時、市役所議会議事室(2階)第2委員会室で。議題は「伊丹市の都市計画に関する基本的な方針の改定について(継続審議)」。

市は、第6次市総合計画基本構想・基本計画(案)について、パブリックコメントの結果を次の通り公表します。
▽公表期間 8月1～31日▽公表場所 市役所2階の政策室、同1階のまちづくり推進課、各支所・分室、くらしのプラザ、「ふらっと」人権センター、図書館「ことば蔵」、防災センター1階の行政資料コーナー(各窓口の業務時間内閲覧可)、市ホームページ。
【問い合わせ】市政策室☎784-8007。
◆第1回都市計画審議会を開催 8月4日(火)午前10時、市役所議会議事室(2階)第2委員会室で。議題は「伊丹市の都市計画に関する基本的な方針の改定について(継続審議)」。



清酒発祥の地伊丹 「日本遺産」に認定

このたび、本市と神戸・尼崎・西宮・芦屋市の5市が日本遺産の認定を受けました。清酒発祥の地である伊丹と最大の生産地である西宮・灘の清酒にまつわる歴史・文化をストーリーとした「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ名産地、伊丹と灘

第6次市総合計画 パブコメ結果を公表

市は、「第6次市総合計画基本構想・基本計画(案)」についてのパブリックコメント結果を次の通り公表します。
▽公表期間 8月1～31日▽公表場所 市役所2階の政策室、同1階のまちづくり推進課、各支所・分室、くらしのプラザ、「ふらっと」人権センター、図書館「ことば蔵」、防災センター1階の行政資料コーナー(各窓口の業務時間内閲覧可)、市ホームページ。
【問い合わせ】市政策室☎784-8007。
◆第1回都市計画審議会を開催 8月4日(火)午前10時、市役所議会議事室(2階)第2委員会室で。議題は「伊丹市の都市計画に関する基本的な方針の改定について(継続審議)」。

8月5日(水)午前11時ごろ Jアラート訓練放送を実施

市は、8月5日(水)午前11時ごろに「全国瞬時警報システム(Jアラート)」を通じて市内28カ所に設置した屋外拡声器、緊急告知FMラジオ、いたみメール、ひょうご防災ネットなどで国民保護に関する訓練放送・配信を行います。また、当日午前10時45分ごろ、屋外拡声器で訓練放送の周知放送を行います。
なお、気象状況などによっては、訓練放送を中止する場合があります。
市危機管理室☎784-8166

五郷」が、文化庁により日本遺産として認められたのです(本紙1面参照)。
日本遺産は国全体で104ありますが、日本酒をテーマにしたのは我々だけです。長年この地で育まれてきた酒造りに関わる技術、伝統とこの地の歴史、文化が高く評価されたものであり、大変嬉しく思います。
ストーリーは、1600年、本市の鴻池で現在の清酒「澄み酒」が生まれたことから始まります。そして、日本最古の酒蔵「旧岡田家住宅」や、清酒発祥を刻んだ「鴻池稲荷祠」などが登場します。

麴・掛米の両方に精白米を使う「伊丹諸白」は、近世伊丹酒の呼称で、大消費地である江戸で大変な人気を博しました。江戸中期には、樽廻船で江戸に運ばれた伊丹の「下り酒」の市場占有率は2割を超えました。
こうして、江戸積酒造業を基幹産業として伊丹のまちが発展し、酒造家を中心となって多様な文化が育まれ、柿衛文庫に代表される俳諧、修武館を拠点に続くなぎなたなど、さまざまな地域資源の基礎を築きました。
また武家だけでなく町人により自治が行われ、その伝統が今も本

市の市民力が繋がっているのではないかと考えています。
これから日本遺産に関する国の助成制度も活用して、今回認定されたストーリー、伊丹の長い歴史と豊かな文化を多くの方に体験し再認識していただけるよう各種事業に取り組んでいきます。
そして市民の皆さんに愛着と誇りを持っていただけるような魅力と活力のあるまちづくりに繋がっていきます。
皆さんの理解と協力をよろしくお願いいたします。
(市長 藤原保幸)